

【表紙】

| | |
|----------------|---|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年6月26日 |
| 【会社名】 | 三井倉庫株式会社 |
| 【英訳名】 | MITSUI-SOKO Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 田村 和男 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 代表取締役副社長 帰山 二郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区海岸三丁目22番23号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 当社関東支社横浜支店 (横浜市中区太田町一丁目1番地) 当社中部支社 (名古屋市中区丸の内三丁目19番12号) 当社関西支社大阪支店 (大阪市西区土佐堀二丁目4番9号) 当社関西支社 (神戸市中央区浜辺通六丁目2番16号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 田村和男及び代表取締役副社長（財務責任者）帰山二郎は、当社の財務報告に係わる内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として内部統制の評価を行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係わる内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的・質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算して「重要な事業拠点」と選定した。その選定した重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目として保管料、倉庫荷役料、港湾作業料、運送料、不動産収入、その他収入に至る業務プロセスおよび見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象としている。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成21年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

4【付記事項】

該当なし。

5【特記事項】

該当なし。